

欧州第2次株主権利指令 (Shareholder Rights Directive II)

経緯

- 欧州第2次株主権利指令(“SRD2”)は、2020年9月に施行。
株主確認制度に止まらず、株主による総会情報へのアクセスや、議決権行使機会の確保など幅広い内容。

(株主確認制度の実務フロー)

- 発行体(またはその代理人)が、確認請求を仲介機関あてに発出。
- 仲介機関は、口座保有者の情報を以って回答。口座保有者が名義株主(仲介機関)である場合は、当該仲介機関あてに確認請求を転送。“最終仲介機関”が株主を回答。
- 仲介機関は、プラットフォーム・プロバイダーに確認作業を委託することも多い。確認に要する費用は、仲介機関から発行体に請求することもある。
- 寄せられる回答は、通常、“生データ”で、株主との建設的な対話に供するには、株主ごとに分類する等の整理が必要。
- 発行体は自らそれを行うか、外部プロバイダーからそうしたサービスを購入することも可能。
- 同様の株主確認プラットフォームは、2023年11月以降、英国、オーストラリア、香港などでも提供されている。

SRD2の見直し

- European Commission(欧州委員会)の指示により、ESMA(欧州証券市場監督局)と EBA(欧州銀行監督局)は共同で評価報告書を作成。以下を含む提言を行った(2023年7月)。
 - EU域内で“株主”の定義を共通化
 - 議決権行使助言業者に関する整備(例 利益相反の開示など)
 - 仲介機関から請求される各種費用の明確化
- ECB(欧州中央銀行)のワーキング・グループが、EU各国における株主確認制度の施行状況を毎年調査(2023年以降)

- 欧州委員会が、SRD2 の見直しを視野にパブリック・コメントを実施(2026 年 2 月～5 月)。40 件ほどの質問を投げ掛け。
 - 株主の定義
 - 仲介機関を通じた株主への各種情報提供と株主による各種権利行使
 - 機関投資家や資産運用業者によるエンゲージメント方針の開示
 - 議決権行使助言業者の態勢整備(定義、行動規範、利益相反など)
 - 株主総会の形式(対面、ハイブリッド、バーチャルオンリー)など。
- 80 件の意見が寄せられた(内訳は、発行体、投資家、仲介機関、その他<EU 加盟国の政府機関、シンクタンク、フィンテック事業者など>)。

今後のステップ

- 欧州委員会は、寄せられたパブリック・コメントも勘案して、2026 年第4四半期をめどに、新たな提案を予定。日本もこうした動向も踏まえて、株主確認の議論をまとめることが望ましい。

###